

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

下記のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和8年8月7日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
重成 麻利

記

- 1 契約担当官等の官職及び氏名
支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 重成 麻利

2 契約概要

- (1) 調達件名 IT人材の効果的な採用の在り方に関する調査研究
- (2) 数 量 1式
- (3) 調達内容 仕様書のとおり。
- (4) 履行期限 仕様書のとおり。

3 参加資格、選定基準及び評価基準

- (1) 企画提案書の提出者に要求される資格
 - ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - ウ 令和7・8・9年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDに格付けされている者であること。
 - エ 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - オ 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (2) 企画提案書の特定のための評価基準
 - ア 必須事項への対応
仕様書への適合性、計画の適切性及び有効性
 - イ 調査内容・調査方法
事業概要との適合性
 - ウ 分析・研究能力
事業概要との適合性
 - エ 企画・立案能力
事業概要との適合性
 - オ 共通事項
IT業界への理解、経験・能力、ワークライフバランス等の推進に関する取組

4 手続等

- (1) 担当部局
東京都千代田区霞が関2-1-2
警察庁長官官房会計課 電話 03-3581-0141 内線2298
- (2) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
令和8年9月16日 17時00分
東京都千代田区霞が関2-1-2
警察庁サイバー警察局サイバー企画課指導・人材育成係 電話 03-3581-0141(郵送又は持参すること。)

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 詳細は仕様書による。

公募説明書

令和7年8月

警察庁サイバー警察局サイバー企画課

調達件名「IT人材の効果的な採用の在り方に関する調査研究」については、企画競争を予定しているところ、参加に必要な資料等の提出をお願いいたします。

記

1 提出資料

- (1) 参加意思確認書 1部
- (2) 令和7・8・9年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)の写し 1部
「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされていることを証明する資料

2 提出先

東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎2号館 警察庁
03-3581-0141 (代表) (内線3546)

3 提出期限

令和8年9月16日(水) 17時00分

参加意思確認書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所

会 社 名

代表者名

「IT人材の効果的な採用の在り方に関する調査研究」の事項に係る参加意思確認資料について、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること、警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと及び警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと並びに添付書類等の内容については事実と相違いないことを誓約します。

記

- ・ 令和7・8・9年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）の写し

メモ

○方式

公募型プロポーザル方式

○契約上限額

7, 805, 000円（税込）

○企画提案書の提出期限は、令和8年9月16日 17時00分（必着）です。

○企画提案書の構成は、「応募要領」をご確認下さい。

○企画提案書と併せて、公募説明書に記載の提出資料及び「見積書」を提出して下さい。

見積書は一式見積りではなく、可能な限り細かな内訳を添付して下さい。

提出後、必要に応じて内容をお聞きする場合がありますのでご承知願います。

○企画提案書を提出する者（再委託を予定している場合は、再委託先を含む。）は、別紙1「機器等・役務リスト」を作成の上、電子メールにて提出して下さい。

「機器等・役務リスト」の提出期限は、令和8年8月14日 17時00分です。

提出期限以降に「機器等・役務リスト」を提出した者は、参加資格がないものとしてします。

「機器等・役務リスト」の提出先（電子メールアドレス）

宛先 警察庁サイバー警察局サイバー企画課

メール cyber-chotatsu@npa.go.jp

○参加者は、企画提案書の提出をもって、別添「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとします。また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とします。

○共同企業体としての入札参加

- ・ 共同企業体として参加する場合は、別紙2又は別紙2-1を参照作成し、令和8年8月14日（金）までに警察庁長官官房会計課調達係へ提出すること。
- ・ 共同企業体の代表者及び構成員全者は公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示「3(1)の企画提案書の提出者に要求される資格」の要件を全て満たした者であること。

○契約に関する照会先

長官官房会計課調達係

電話 03-3581-0141 内線2298

メール tyotatu@npa.go.jp

○仕様・役務リストに関する照会先

警察庁サイバー警察局サイバー企画課

電話 03-3581-0141 内線3546

メール cyber-chotatsu@npa.go.jp

○注意事項

別紙3の「企画競争に関するアンケート」に必要事項を記載の上、電子メールで送付して下さい。

なお、企画競争を辞退された方は提案書提出期限までに、企画競争に参加された方は提案書提出後速やかに、送付して下さい。

「企画競争に関するアンケート」の提出先（電子メールアドレス）

宛先 警察庁長官官房会計課調達係

メール tyotatu@npa.go.jp

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について提案書の提出をもって誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴庁の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 再受託者（再委託 以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、再受託者が

当該契約に関して個別 に締結する場合の当該契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したとき は、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受託者等が暴力団員等による不当介入を 受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の 契約担当官等へ報告を行います。

令和 年 月 日

共同企業体結成届

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

令和8年8月7日付けで公示のありました、「IT人材の効果的な採用の在り方に関する調査研究」について、以下の者は共同企業体を結成し、共同連帯責任をもって業務の遂行にあたることを別添「共同事業実施協定書」を添えて届け出ます。

記

1 件 名 IT人材の効果的な採用の在り方に関する調査研究

2 構 成 員

住 所
会 社 名
代 表 者 名

印

住 所
会 社 名
代 表 者 名

印

住 所
会 社 名
代 表 者 名

印

令和 年 月 日

共同企業体結成届

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所

会 社 名

代表者名

上記代理人 印

令和 8 年 8 月 7 日付けで公示のありました、「IT 人材の効果的な採用の在り方に関する調査研究」について、以下の者は共同企業体を結成し、共同連帯責任をもって業務の遂行にあたることを別添「共同事業実施協定書」を添えて届け出ます。

記

1 件 名 IT 人材の効果的な採用の在り方に関する調査研究

2 構 成 員

住 所

会 社 名

代 表 者 名

上記代理人 印

住 所

会 社 名

代 表 者 名

上記代理人 印

住 所

会 社 名

代 表 者 名

上記代理人 印

調達案件名 (システム名)	
法人名	

○ 提案機器等一覧

通番	区分	製造業者・ 役務実施業者	本社所在国	業者の法人番号 (半角数字)	製品名・ 役務実施場所	型番	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

※ 記載欄が足りない場合は、行を追加してください。
なお、行の追加以外の変更(数式やリンクの貼付等を含む)は行わないようお願いいたします。

登録番号	
------	--

企画競争に関するアンケート

警察庁長官官房会計課調達係 行

(Mail tyotatu@npa.go.jp)

*今後の業務の改善に生かす目的でお願いするものです。

提出の内容等により不利な扱いを受けることはありません。

●調 達 件 名

●御 社 名

ご担当者名

御連絡先

参加を辞退された方

●企画競争参加辞退の理由（回答するものに「レ」を付して下さい。複数回答可）

☐ 提案書提出までの準備期間が短い（公告から概ね_____日間必要）。

☐ 納期、履行期限が短い（概ね_____日間必要）。

☐ 仕様書の一部について対応できない。又は、御社にとって不利な条件である。

具体的にどこが問題でしたか。

☐ 業務内容と異なる内容であった。

☐ 情報収集目的（当初から企画競争に参加する意思はなかった）

☐ 落札できそうにない（競合他社や価格面から）。

☐ その他（今回の企画競争に関する改善要望等）

企画競争に参加された方

●今回の企画競争に関する改善要望等

I T人材の効果的な採用の在り方に関する調査研究
応募要領

令和8年8月
警察庁

1 企画提案書作成要領

(1) 企画提案書の様式

- ア A4判縦、横書き、両面印刷、日本語で記述したものを提出すること。
- イ 文字は注記等を除き、原則として、10.5ポイント以上とすること。
- ウ 目次及び頁番号を付与すること。
- エ 企画提案書には、提案者名及び提案者が推定できるようなロゴマーク等を記載しないこと。
- オ 企画提案書は、ページ数に上限は設けないが、1(2)に基づき、簡潔かつ明瞭にすること。

(2) 企画提案書の記載内容

- ア 実施方針、実施フロー及び工程計画を記載すること。
- イ 「審査手順書」に則り、簡潔かつ明瞭に記載すること。
 - (ア) 項目番号、項目名称は変えないこと。
 - (イ) 評価は項目ごとに行うので、項目ごとに提案したい事項を全て記載すること。
なお、項目ごとに提案を完結させること。
- ウ 提案に当たっての考え方を文書及び図で分かりやすく示すこと。加えて、成果物イメージ又はサンプルを示して提案すること。
- エ 有益と考えられる代替案の提案や重要だと考える指摘事項を明確にして提案すること。
- オ 企画提案書は、特段の専門的知識を有しなくても理解できるよう、十分に分かりやすい記述とすること。
なお、必要に応じて、用語解説等を添付すること。
- カ 提案に当たって、提案内容についてより具体的・客観的かつ詳細な説明を行うための資料を添付資料として企画提案書に含めることができる。
なお、企画提案書本文と添付資料は対応させること。

(3) 企画提案書の提出期限等

- ア 提出期限
令和8年9月16日（水）17時必着（郵送又は持参）
- イ 提出部数
印刷物を10部、電子データを電子メールにて提出すること。
- ウ 提出先
〒100-8974
東京都千代田区霞が関2-1-2
警察庁サイバー警察局サイバー企画課指導・人材育成係
電話 03-3581-0141（内線）3546

(4) 留意事項

- ア 提出された企画提案書は、評価結果にかかわらず、返却しない。
- イ 1(1)及び(2)に沿った企画提案書でないと警察庁が判断した場合は、企画提案書の評価を行わないことがある。また、説明を求める場合があるので、その場合は誠実に対応すること。

2 その他

- (1) 警察庁は、警察部内に限り企画提案書に記載された事項を利用する場合がある。
- (2) 企画提案書の作成に要する費用については、提案者の負担とする。
- (3) 審査結果は、提案者に対して「審査結果通知書」を送付する。
- (4) 企画提案に当たって質問等がある場合は、質問事項を他の参加者に共有する必要があるので、令和8年8月14日（金）までに4の問合せ先に文書で問い合わせること。

3 事業実施見込額

7,805千円（税込み）

4 問合せ先

〒100-8974

東京都千代田区霞が関2－1－2

警察庁サイバー警察局サイバー企画課指導・人材育成係

電話 03-3581-0141 内線3546

E-mail cyber-chotatsu@npa.go.jp

評価項目一覧										
	評価軸	仕様書 項番	評価項目	評価内容	配点	必須	評価 A~D	採点		
1. 必須事項への対応										
	1.1 必須事項への対応	その他	仕様書への適合性	仕様書に示した内容が適切に盛り込まれているか。			○			
	1.2 作業体制の適切性	その他	作業管理等	契約期間内に十分な調査・検討を行うことができる具体的な作業スケジュールが提案されているか。			○			
				契約期間内に十分な調査・検討を行うことができる具体的な作業体制が提案されているか。			○			
2. 調査の内容										
	2.1 調査内容・調査方法	3(1) 3(2)	調査目的の明確化	採用課題や調査目的の整理等に考慮し、調査の方向性を明確にする提案となっているか。	350	100				
			調査設計の妥当性	調査対象、実施方法、サンプル数等の適切な設計に考慮し、信頼性の高いデータが見込まれる提案となっているか。		100				
		3(1) 3(2)	設計能力・実施能力	質問・インタビュー内容等にかかる設計能力、結果の収集・管理にかかる実施能力を考慮し、データの信用性・有用性等の確保が見込まれる提案となっているか。		100				
						30				
		その他	仕様以外の有益な提案	仕様以外に有益な内容の提案がされている。		30				
			有益な実績	調査内容・調査方法について有益な実績を有している。		20				
3. 調査結果に基づく傾向等の研究										
	3.1 分析・研究能力	3(3)	多角的な比較分析	属性（年代・職種・経験年数等）や回答内容を組み合わせるなど、多角的な分析を行うとともに、属性別の傾向や特徴の明確化が見込める提案となっているか。	250	100				
			トレンド分析・研究	採用市場のトレンド、動向等の分析・研究に考慮し、今後の採用市場や人材動向の予測が見込める提案となっているか。		100				
		その他	仕様以外の有益な提案	仕様以外に有益な内容の提案がされている。		30				
			有益な実績	分析・研究能力について有益な実績を有している。		20				
			4. 効果的な採用募集活動に関する企画・立案							
	4.1 企画・立案能力	3(4)	採用戦略の策定	分析・研究結果等の活用による組織の魅力・強みの明確化に考慮し、長期的な採用戦略の策定が見込まれる提案となっているか。	300	50				
			具体的広報活動の提案	ウェブサイト、動画、パンフレット等の活用案、情報発信方法の改善案、イベント、セミナーなどの企画力に考慮し、効果的な採用広報活動が見込まれる提案となっているか。		50				
		3(4)	継続的な改善の提案	PDCAを踏まえた検証方法の策定等に考慮し、継続的な改善が見込まれる提案となっているか。		50				
		3(5)	報告書の作成	全体の構成力、データの可視化による明瞭さ、内容の緻密さ等に考慮し、完成度の高い報告書の作成が見込まれる提案となっているか。		100				
		その他	仕様以外の有益な提案	仕様以外に有益な内容の提案がされている。		30				
			有益な実績	企画・立案能力について有益な実績を有している。		20				
		5. 共通事項								
	5.1 IT業界への理解	その他	IT業界への理解	IT業界全般への理解の深さ、業務内容によって求められる情報の差異等に考慮し、ターゲットとなるIT人材のニーズを理解した提案となっているか。	50	30				
	5.2 経験・能力	その他	組織・事業従事予定者の専門性・類似事業の実績	作業者が、仕様以外に有益な資格・経験を有していること。		20				
	5.3 ワークライフバランス等の推進に関する取組	その他	認定等の区分 ※1		50	配点	必須	採点		
			女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・ブラチナえるぼし認定企業）等	ブラチナえるぼし ※2		50		認定等の区分の配点合計に応じて調整(最高50点)		
				えるぼし 3段階目 ※3		40				
				えるぼし 2段階目 ※3		35				
				えるぼし 1段階目 ※3		20				
				行動計画 ※4		10				
				次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・ブラチナくるみん認定企業）等		ブラチナくるみん ※5	50			
						くるみん（令和7年4月1日以後の基準） ※6	40			
						くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ※7	35			
						トライくるみん（令和7年4月1日以後の基準） ※8	35			
						くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） ※9	30			
						トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ※10	25			
						くるみん（平成29年3月31日までの基準） ※11	20			
			行動計画（令和7年4月1日以後の基準） ※4、※12			10				
			若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）			40				
			※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。							
			※2 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定							
			※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。							
			※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。							
			※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定							
			※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定							
			※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、※9及び※11の認定を除く。）							
			※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定							
			※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、※11の認定を除く。）							
			※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定							
			※11 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定							
			※12 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの							
合計					1000				0	

仕 様 書

1 件名

I T人材の効果的な採用の在り方に関する調査研究

2 目的

社会全体のデジタル化の進展により、サイバー空間が重要な社会経済活動が営まれる公共空間へと変貌を遂げたことに伴い、サイバー空間をめぐる脅威は極めて深刻な情勢が続いており、警察においてサイバー空間における脅威への対処に係る人的基盤の強化が急務となっているところ、社会全体においてサイバー分野における高度な専門的知識及び技術を有する人材の重要性が高まっている。

他方で、現在の人口減少社会において、人材確保をめぐる環境が年々厳しさを増していることを踏まえれば、警察におけるI T人材（情報通信技術に関する民間企業での経験又は情報通信技術に関する高度な知識や資格を有する者をいう。以下同じ。）の確保は一層困難となることが見込まれる。

以上を踏まえ、知見のある外部人材を確保し、警察の責務の達成上必要となる体制を構築するため、本事業において、I T人材の効果的な採用の在り方について調査研究を行うものである。

3 調査研究の内容

(1) 調査対象者

次のア、イに掲げる者を調査対象者とし、調査対象人数は各1,000人以上とすること。

ア 情報工学系の大学、高等専門学校、専門学校及び高等学校に在籍する学生

イ 民間企業等において、情報セキュリティ対策・教育業務、インシデント対応業務、情報システムの開発、保守・運用等のコンピューター関連業務に従事している又は従事した職歴を有するI T人材（主に20歳代、30歳代）

(2) 調査内容

ア 就職先を決める際に重要視する事項等の調査

調査対象者や同対象者が在籍する学校、企業等に対するアンケート等の方法により、調査対象者が就職（転職を含む。以下同じ。）先を選定する際に重要視する事項について調査すること。

特に、次に掲げる事項について、重点的に調査すること。

(ア) 希望する給与や福利厚生等の処遇面

(イ) 従事したい業務内容

(ウ) 就職後のキャリアパスに関する考え方

(エ) ワークライフバランスに関する考え方

(オ) リモートワーク、フレックスタイム等の働き方に関する考え方

(カ) 希望する勤務地や転居を伴う転勤を含む異動に対する考え方

(キ) 新しい技術を学べる環境に関する考え方

- (ク) 業務で使用する技術・開発環境に関する考え方
 - (ケ) 就職先を探す際に活用する媒体等
 - (コ) 就職先としての警察に対するイメージ（警察を就職先として考えられない場合はその理由や改善すべき点）
 - (サ) 応募をためらう又は不安を感じる理由
 - (シ) 就職先を決める際に最も重要視する事項
- イ 調査における留意点

- (ア) 調査の実施に当たっては、調査対象者が首都圏に集中することのないよう首都圏以外の者に対しても調査を実施すること。
調査結果については、首都圏と首都圏以外の調査対象者に係る動向の違い等についても分かるようにすること。
首都圏と首都圏以外の調査対象者の割合については契約後協議の上決定する。
 - (イ) 調査対象の選定方法については、あらかじめ警察庁サイバー警察局サイバー企画課（以下「主管課」という。）と調整すること。
- (3) 調査結果に基づく傾向等の研究
上記調査結果について研究を行い、調査対象者が就職先を選定する際に重要視する事項について、その傾向、特徴、差異等を明らかにすること。
- (4) 効果的な採用募集活動に関する企画・立案
上記研究結果を踏まえて、サイバー犯罪捜査官（情報通信技術に関する民間企業での経験又は情報通信技術に関する高度な知識や資格を有する警察職員をいう。）の採用に関して、IT人材に広く周知を図る上で、効果的な手段・方法について、企画・立案すること。
- (5) 報告書の作成
主管課と協議し、上記3(1)から(4)の各結果について取りまとめを行い、IT人材の効果的な採用の在り方に関する調査研究結果報告書を作成すること。

4 納品物の内容

- (1) 印刷物
調査研究結果報告書 10部
※ 印刷物については、「環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に対応すること。
- (2) DVD-R
調査研究結果報告書の原稿・図表・写真データ 1部
※ 原稿及び図表については、章ごとに分類・整理した上で、Microsoft Office等の一般的なソフトウェアで日本語で作成すること。
※ 写真データについては、JPEG形式又はPNG形式で作成すること。
- (3) 納品場所
警察庁サイバー警察局サイバー企画課

5 納品検査

- (1) 検査は本仕様書に基づき、納品物について実施する。

- (2) 検査の結果、不合格となった場合は、契約業者は履行期限までに再作成し、納品するものとする。

6 履行期限

令和9年3月19日（金）

7 契約業者の責務

- (1) 契約業者は、本業務に必要な経費の一切を負担すること。
本仕様書で調達する役務（再委託先を含む。）については、あらかじめ警察庁に候補となる機器等・役務リストを提出し、警察庁がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払しょくされない部分があると判断した場合には、警察庁と迅速かつ密接に連携し、候補となる機器等・役務リストを再提出すること。
- (2) 本仕様書で調達する役務について、不正な変更（機器等の製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われると警察庁が判断した場合は、契約業者において調査及び必要な措置を講じること。
- (3) 別添「情報セキュリティの確保に関する特約条項」を遵守すること。
- (4) 本契約の履行に際し、情報セキュリティが損なわれた場合には、速やかに警察庁に報告するとともに、所要の措置を執ること。
- (5) 契約業者は、契約後1週間以内に責任者を選任し、主管課に書面で届け出ること。
なお、責任者には、本事業を実施するために必要な能力・経験を有する者を選任すること。
- (6) 契約業者は、契約後速やかに前記3の事業内容の全作業に係る実施計画書を提出し、主管課の承認を受けること。
- (7) 契約業者は、本契約の履行過程において主管課から指示された事項については、迅速かつ的確に実施すること。
- (8) 契約業者は、本契約を履行するに当たり、個人情報に関する権利等の侵害や漏えい等のないよう十分注意すること。
なお、本契約の履行に関し第三者に与えた損害等は、その原因が専ら警察庁の責めに帰す場合を除き、全て契約業者の負担とし、紛争等が生じた場合は、契約業者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。
- (9) 納入日より1年以内に、納品物の内容に著しく不適当な部分があることが明らかになった場合には、その原因が専ら警察庁の責めに帰す場合を除き、契約業者は自らの責任と負担において適正化するために必要な一切の措置を講じるものとする。

8 知的財産権等

- (1) 本契約において納入された納品物に関する権利（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び所有権は、次の場合を除き警察庁が契約業者に受領書を交付したときをもって警察庁に移転する。
また、契約業者は警察庁に対し、納品物に係る著作者人格権（著作権法

第18条から第20条に定める権利をいう。) を行使しないものとする。

ア 納品物に、契約業者が本契約の契約前から権利を有する著作権（契約業者の権利の範囲について契約後、速やかに警察庁の承認を得たものに限る。）（以下「契約業者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その請負人の既存著作物

イ 納品物に、第三者が権利を有する著作物（以下「第三者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その第三者の既存著作物

(2) 8 (1) アで示した契約業者の既存著作物については、納品物で利用する目的の範囲に限り、警察庁は契約業者に権利留保された著作物を自由に複製し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。

(3) 納品物に第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、契約業者は著作権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。

なお、この場合において、契約業者は当該著作物の使用許諾条件等について、あらかじめ警察庁の了承を得ることとする。

また、使用許諾の手続は書面をもって行うこと。

(4) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら警察庁の責めに帰す場合を除き、契約業者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこととする。

9 秘密保持

契約業者は、本仕様書に基づく作業により知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。

このことは、前記6の履行期限終了後においても同様とする。

なお、契約業者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、契約業者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。

10 その他

(1) 本契約の履行については、責任をもって、信義に従い誠実に履行すること。

(2) 本契約を履行するに当たり、業務の全部を第三者に再委託してはならない。

また、本事業の業務の一部を再委託する場合は、警察庁の許可を得ること。

なお、以下については本事業の主たる部分であるため再委託をすることはできない。

- ・ 調査研究の総合的企画
- ・ 調査研究の統括及び遂行管理
- ・ 調査研究報告書の作成
- ・ 本事業全体の作業責任者

(3) 本契約の履行に当たっては、警察庁と連絡を密に取ることとし、月1回以上は作業の進捗状況について報告を行うこと。

- (4) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合、その他必要が生じた場合は、警察庁と契約業者が協議の上、決定するものとする。

情報セキュリティの確保に関する特約条項

(目的)

第1条 乙は、本契約に係る業務（以下「本件業務」という。）の実施のために、甲から提供する情報その他本件業務の実施において知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下「情報セキュリティ」という。）に関して、この特約条項に定めるところにより、その万全を期さなければならない。

2 保護すべき情報の範囲は、次の各号とする。

- 一 甲が秘密区分の指定をした秘密に属する文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）
- 二 甲が秘密区分の指定をした秘密に属する物件
- 三 一号又は二号に掲げるものを基に、乙が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、甲が指定したもの
- 四 前各号について推知し得る情報

(再委託の禁止)

第2条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、やむを得ず再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）を行う場合は、あらかじめ再委託者の商号又は名称及び住所並びに再委託する業務の範囲、再委託の必要性、再委託期間、再委託率その他の情報セキュリティの確保に係る契約内容等を記した書面（以下「再委託承認申請書等」という。）を提出し、甲の承認を得るものとする。なお、再委託承認申請書等に記載された事項について、変更がある場合には、乙は遅滞なく変更の届出を甲に提出し、同様に承認を得るものとする。

2 前項ただし書により乙が再委託を行う場合、乙は乙と再委託者との間で締結する契約において、再委託者において本特約条項と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定めなければならない。

3 甲は、前項の契約について、再委託承認申請書等を確認し、再委託を行う合理的理由及び再委託者が再委託される業務を履行する能力その他の情報セキュリティの確保のために必要と認められる事項が十分満たされていないと認められる場合、第1項の承認を行わないことができる。

4 第1項ただし書により乙が再委託させる場合の再委託者その他本契約の履行に係る作業に従事する乙以外の事業者（以下「再委託者等」という。）における情報セキュリティの確保について、乙は本特約条項に従い、必要な通知、申請、確認等を行うものとする。

(情報セキュリティ確保のための体制等の整備)

第3条 乙は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備しなければならない。

2 乙は、乙の代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティに係る責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）とし、情報セキュリティ責任者の

下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し、契約締結後速やかに甲に通知するものとする。

- 3 乙は、保護すべき情報に接する者（乙及び再委託者等における派遣社員、契約社員、パート、アルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴取するとともに、取扱者の名簿を作成し、同名簿を契約締結後速やかに甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、契約締結後速やかに、情報セキュリティ確保のため、取扱者に対し作業内容に応じた教育計画を作成し、甲の承認を得るものとする。
なお、乙があらかじめ当該計画を有する場合には、これに代えることができる。
- 5 甲は、乙に対し、第4項の教育計画の実施状況について、報告を求めることができる。
- 6 乙は、乙及び再委託者の資本関係、役員等の情報、本件業務の実施場所、取扱者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格（情報処理安全確保支援士等）・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を甲に通知し承認を受けなければならない。
- 7 乙及び取扱者は、甲から本人確認を行うため身分証明書等の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 8 乙は、情報システム及び機器等や役務の調達におけるサプライチェーンにおける甲の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理体制を証明する書類を甲に提出しなければならない。また、第三者機関等による品質保証体制（ISO/JIS Q9001 等）、情報セキュリティに関する認証（ISO/JIS Q27001（ISMS）等）取得を証明する書類、情報セキュリティ監査報告書（SOC 2 及び 3 等）等が提出可能な場合は、甲に提出するものとする。
- 9 乙は、情報システム及び機器等・役務の調達におけるサプライチェーンにおける甲の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われるなどの不正が見つかったときに、甲と連携して追跡調査や立ち入り検査等により原因を調査し、必要な措置を講じなければならない。

（守秘義務）

- 第4条 乙は、保護すべき情報を本契約の履行期間中のほか、履行後においても第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- 2 取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
 - 3 乙又は再委託者等がやむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、乙はあらかじめ、書面により甲に申請し許可を得なければならない。

（管理）

- 第5条 乙は、本契約に基づき、保護すべき情報及び甲が乙に貸与する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理について一切の責任を負うものとする。
- 2 乙は、甲が指定する場所において個別の業務を行う場合に持ち込む物品、保護すべき情報及び業務資料を適正に管理するものとする。また、甲の承諾なくしては、その場所

から物品、保護すべき情報及び業務資料を持ち出してはならない。

- 3 乙は、前2項の保護すべき情報及び業務資料の管理について、最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」における情報セキュリティ対策に準じた管理を行っていることについて、甲の承認を得るものとする。
- 4 乙は、保護すべき情報及び業務資料について、本契約の履行その他甲の指定した目的以外に使用してはならない。
- 5 乙は、保護すべき情報について、本契約が終了したとき、又は甲から廃棄を求められたときは、これを直ちに甲が認める方法により廃棄するものとする。
- 6 乙は、保護すべき情報及び業務資料を、甲の承諾なくしては、方法の如何にかかわらず複製・複写してはならない。
- 7 乙は、業務資料について、本契約が終了したとき、又は甲から返還を求められたときは、これを直ちに甲に返還するものとする。
- 8 乙は、乙が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、乙から甲に所有権が移転したものは全て甲の認める方法により廃棄しなければならない。
- 9 乙は、別途定めがある場合を除き、甲が特に高い可用性又は完全性の確保が必要と指定する保護すべき情報を取り扱う場合、可用性、通信の速度及び安定性、データの保存期間及び方法、データ交換の安全性及び信頼性確保のための方法、情報セキュリティインシデントの対処方法等を甲と協議し合意文書を作成するとともに、その合意内容について保証しなければならない。

（作業員名簿の通知及び作業責任者の選任）

- 第6条 甲は、甲の指定する場所における個別の業務を行う場合、必要に応じて乙に当該個別の業務の実施に関する作業を行う者（以下「作業員」という。）の名簿を作業責任者を明らかにした上で作成させ、書面をもって甲に通知させることができる。ただし、作業責任者は、作業員の中から選任するものとする。
- 2 前項ただし書により選任された作業責任者は、乙の個別の業務の実施を統括し、乙の定める規則に基づき就業管理を行い、個別の業務の遂行に関する一切の事項を処理し、個別の業務の遂行につき乙を代理する権限を有するものとする。
 - 3 乙が作業責任者の権限に関し制限を設けた場合、作業責任者を変更する場合その他の甲に通知した内容を変更する場合は、乙は当該内容を書面により事前に甲に通知するものとする。
 - 4 甲は、作業責任者又は作業員の個別の業務の遂行について著しく不適當であると認めた場合は、乙に対して当該理由を通知し、その是正のために必要な措置を執ることを求めることができるものとする。

（脆弱性対策等の実施）

- 第7条 乙は、本件業務を実施するに当たり、情報システムを使用する場合、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。

- 2 前項の場合に、乙は、情報システムに対する不正アクセス、不正プログラム感染及び情報システムの脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講ずるものとする。

(調達する機器等や役務における対策の実施)

第8条 乙は、本件業務を履行するに当たり、調達する機器等や役務がある場合について、あらかじめ甲にそのリストを提出すること。

- 2 乙は、前項のリストの提出後、調達する機器等や役務に変更があった場合は、リストを修正し再提出すること。
- 3 乙は、甲が調達する機器等や役務について情報セキュリティ上のリスクに係る懸念が払拭できないと判断した場合は、甲と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行わなければならない。
- 4 乙は、本件業務を履行するに当たり、調達する機器等や役務がある場合について、不正な変更（製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われると甲が判断した場合は、乙において調査及び必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティの対策の履行状況の確認)

第9条 乙は、契約締結後速やかに、本特約条項が定める項目を含む情報セキュリティ対策の履行状況（以下「情報セキュリティ対策履行状況」という。）を確認するとともに、確認結果について甲に報告するものとする。

- 2 乙は、契約締結後、少なくとも1年に1回、情報セキュリティ対策履行状況を確認するとともに、確認結果について甲に報告するものとする。
- 3 前各項の確認については、別記様式「情報セキュリティ対策履行状況確認書」によるものとする。ただし、別記様式の様式により難しい場合は、この限りではない。
- 4 乙は、再委託者等における情報セキュリティ対策履行状況について、前各項に準じた確認の結果を甲に対して報告するものとする。
- 5 乙は、甲に報告した確認結果について、甲の承認を得るものとする。
- 6 甲は、その確認結果が十分でないと認められる場合は、その是正のために必要な措置を講ずるよう乙に求めることができる。
- 7 乙は、前項の規定により、甲から求めがあったときは、速やかにその是正のために必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ侵害事案等事故)

第10条 情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「事故」という。）とは、次の各号のことをいう。

- 一 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合
- 二 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合

- 三 保護すべき情報を取り扱う又は取り扱ったことのある電子計算機若しくは外部記録媒体に不正プログラムの感染が認められた場合
- 四 第5条第9項における合意内容を損なう事故が発生した場合
- 五 前各号に掲げるもののほか、甲又は乙の保護すべき情報のほか契約に係る情報の侵害、改ざん、滅失、紛失、破壊その他の機密性、完全性及び可用性を損なう事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

(情報セキュリティ侵害事案等事故に関する乙の責任)

第11条 乙は、乙及び再委託者等の従業員の故意又は過失により前条に規定する事故があったときでも、契約上の責任を免れることはできない。

(情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置)

- 第12条 乙は、本契約の履行に際し、第10条に規定する事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。
- 2 甲は、第10条に規定する事故が発生した場合、必要に応じ乙に対し調査を実施することとし、乙は甲が行う当該調査について、全面的に協力しなければならない。
 - 3 第10条に規定する事故が再委託者等において発生した場合、乙は甲が当該再委託者等に対して前項の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。
 - 4 乙は、第10条に規定する事故の損害、影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約終了時まで保存し、甲の求めに応じて甲に提出するものとする。
 - 5 第10条に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費については乙の負担とする。
 - 6 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。
 - 7 乙は、事故の拡大防止及び再発の防止に関する措置について、甲に報告しなければならない。
 - 8 乙は、前項の措置の実施状況について、甲の求めに応じて甲に報告するものとし、甲は、その実施状況が十分でないと認められる場合は、その是正のために必要な措置を講ずるよう乙に求めることができる。
 - 9 乙は、前項の規定により、甲から求めがあったときは、速やかにその是正のために必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ監査)

- 第13条 甲は必要に応じ、乙に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うものとし、監査の実施のために、甲の指名する職員を乙の事業所その他関係先に派遣することができる。
- 2 乙は、甲が情報セキュリティ対策に関する監査を実施する場合、甲の求めに応じ、必要な協力（甲の指名する職員による乙の事業所その他の関係先への立ち入り、関係者への面会、関係書類の閲覧、監査証拠の提出等）をしなければならない。
 - 3 甲が再委託者等に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うことを求める場合、乙は当該監査の実施のために必要な協力を行うこととする。

- 4 乙は、自ら内部監査、外部監査及び情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合は、その結果を甲に報告することとする。
- 5 甲は、監査の結果、情報セキュリティ対策が十分満たされていないと認められる場合は、その是正のための必要な措置を講ずるよう乙に求めることができる。
- 6 乙は、前項の規定により、甲から求めがあったときは、速やかにその是正のための必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除)

- 第14条 甲は、第10条に規定する事故その他の本特約条項に定める情報セキュリティの確保が困難であると甲が判断する事実が、乙の責めに帰すべき事由により発生又は判明した場合において、本契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の場合において、主たる契約条項の契約の解除に関する規定を準用する。
 - 3 甲は、第10条に規定する事故その他の本特約条項に定める情報セキュリティの確保が困難であると甲が判断する事実が、再委託者の責めに帰すべき事由により発生又は判明した場合は、第2条第1項ただし書による承認を取り消すことができる。この場合において、乙に損害が生じた場合であっても、甲は一切の責を負わない。

情報セキュリティ対策履行状況確認書

1 確認対象者

- (1) 事業者名：
- (2) 対象部門等名：
- (3) 契約開始年月日：
- (4) 前回確認実施年月日：

【留意事項】

確認対象者が再委託者等の場合は、(1) 欄に事業者名を記載し、その末尾に「(再委託者等)」と記載すること。
この場合、(3) 欄には、再委託契約等の開始年月日を記載すること。

2 確認事項

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況（詳細）又は 未実施の理由
1	2. 1 本契約の全部又は一部を第三者に再委託させていない。		
2	2. 1 (1が未実施の場合) やむを得ず再委託をさせるときは、あらかじめ再委託者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託の必要性、再委託期間、再委託率その他の情報セキュリティの確保に係る契約内容等を記した書面を添え、甲の承認を得ている。		
3	3. 1 情報セキュリティを確保するための体制において事故に関する問合せ窓口を甲に通知している。		問合せ窓口の連絡先：
4	3. 2 代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティ責任者としている。		情報セキュリティ責任者名：
5	3. 2 情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し、甲に通知している。		管理責任者名：
6	3. 3 取扱者から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴収している。		
7	3. 3 取扱者の名簿を作成し、甲に通知している。		
8	3. 4 教育計画を作成し、甲の承認を得ている。		
9	3. 6 乙及び再委託者の資本関係、役員等の情報、本件業務の実施場所、取扱者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格（情報処理安全確保支援士等）・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を甲に通知し承認を受けている。		
10	3. 7 甲から身分証明書等の提示を求められた場合は応じている。	※	※
11	3. 8 管理体制を証明する書類を提出している。		
12	3. 8 第三者機関等による品質保証体制、情報セキュリティに関する認証取得を証明する書類、情報セキュリティ監査報告書等を甲に通知している。	※	※ ☐ ISO/JIS Q27001 (ISMS) ☐ ISO/JIS Q 9001 ☐ 情報セキュリティ監査報告書 (SOC2/3 等)

1 3	3. 1 その他、情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備している。	※	※
1 4	4. 1 保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしていないことを確認している。		
1 5	4. 2 取扱者が、在職中又は離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしないよう、措置を講じている。		
1 6	4. 3 (1 及び 2 が未実施の場合) やむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、あらかじめ、書面により甲に申請し許可を得ている。	※	※
1 7	5. 1 保護すべき情報及び業務資料について、特に厳重な取扱いを行っている。		
1 8	5. 2 (甲の指定する場所において個別の業務を行う場合) 持ち込む物品、保護すべき情報及び業務資料を適正に管理している。	※	※
1 9	5. 2 (甲の指定する場所において個別の業務を行う場合) 甲の承諾なくして、その場所から物品、保護すべき情報及び業務資料を持ち出していないか確認している。	※	※
2 0	5. 3 保護すべき情報及び業務資料の管理について、甲の承認を得ている。		
2 1	5. 4 保護すべき情報及び業務資料について、甲の指定した目的以外に使用しないよう、措置を講じている。		
2 2	5. 5 保護すべき情報について、甲から廃棄を求められたとき、直ちに甲が認める方法により廃棄している。	※	※
2 3	5. 6 保護すべき情報及び業務資料を、甲の承諾なくして、複製・複写していないか確認している。		
2 4	5. 7 甲から返還を求められた資料を、甲に直ちに返還している。	※	※
2 5	5. 9 甲が特に高い可用性及び完全性の確保が必要と指定する保護すべき情報について、合意文書を作成し、合意内容について保証している。	※	※
2 6	6. 1 (甲の指定する場所において個別業務を行う場合) 個別業務を行う作業員の名簿及び作業責任者を甲から求められた場合は通知している。	※	※
2 7	7. 1 (情報システムを使用する場合) 当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講じている。	※	※

28	7. 2 (情報システムを使用する場合) 情報システムに対する不正アクセス、不正プログラム感染及び情報システムの脆弱性に係る情報を収集している。	※	※
29	7. 2 (情報システムを使用する場合) 情報システムに対する不正アクセス、不正プログラム感染及び情報システムの脆弱性に対処するための必要な措置を講じている。	※	※
30	8. 1 (調達における機器等や役務における対策) 調達する機器等や役務がある場合について、あらかじめ甲にリストを提出している。	※	
31	9. 2 (情報セキュリティ対策の履行状況の確認が2回目以降の場合) 前回の確認及び甲に対する報告から、1年以上を経過していない。	※	※
32	9. 5 報告した確認結果について、甲の承認を得ている。		
33	12. 1 (情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合) 事故発生時に適切な措置を講じるとともに、速やかに甲に報告を行った。	※	※
34	12. 2 (情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合) 事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な資料を保存している。	※	※
35	13. 4 自ら内部監査、外部監査及び情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合、甲に結果を報告している。	※	※
確認年月日： 確認者（事業者名、所属、役職、氏名）：			

【留意事項】

※欄については、該当がある場合に記載する。

契 約 書 (案)

警察庁（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結する。（以下「本契約」という。）

- 1 件 名 I T人材の効果的な採用の在り方に関する調査研究
- 2 契 約 金 額 ￥ . - うち消費税額及び地方消費税額 ￥ . -
消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
- 3 履 行 期 限 別添仕様書のとおり
- 4 納 入 場 所 別添仕様書のとおり
- 5 契 約 保 証 金 徴収免除

（目的）

- 第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に附属する仕様書、図面及び内訳書等（以下「仕様書等」という。）に基づき、I T人材の効果的な採用の在り方に関する調査研究（以下「業務」という。）を行い、資料及び成果物（以下「物品」という。）を甲に納入し、甲は、その対価を乙に支払うものとする。
- 2 契約金額は、表記2に規定する契約金額のとおりとする。ただし、業務又は物品の構成要素が法令等により設定、改定若しくは廃止され、又は経済事情の激変などによって契約金額が明らかに適当でないと認められるときは、甲又は乙は、相手方に対して必要と認められる契約金額の改定を申し入れることができる。申し入れにあたっては、契約金額の改定を希望する日までに相手方に対して、その理由を明示して事前に通知し、甲乙協議して、その要否を決定するものとする。

（契約保証金）

- 第2条 乙は、本契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記5に規定する契約保証金を現金又は国債をもって、本契約締結の際、甲に納めなければならない。

（業務の実施）

- 第3条 乙は、別添仕様書に基づき、業務を実施するものとする。

（資料の提出及び確認）

- 第4条 乙は、本契約書に定めるところにより業務を完了した場合は、履行期限までに資料を甲に提出し、甲の確認を得なければならない。
- 2 甲は、前項の資料を受領した場合は、速やかに業務の履行の確認をしなければならない。

(業務の報告義務)

第5条 乙は、前条の規定により提出した資料について、甲から説明又は疎明資料の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(成果の引き渡し)

第6条 乙は、業務によりデータ、資料、発明等（以下「成果」という。）を得た場合、収録した納品物件を甲に引き渡さなければならない。ただし、履行完了前においても甲は必要とする成果の引き渡しを乙に求めることができる。

2 乙は、成果を甲又は甲の指定する者に引き渡すまでの間、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(納入)

第7条 乙は、表記履行期限（以下「納入期日」という。）までに、表記納入場所において物品を納入しなければならない。

2 納入は、納入場所への搬入、設置、付随的役務及び次条による検査の全てが実施され、甲が検査に合格した物品を受領することにより、完了するものとする。

3 納入が完了したとき、乙は、甲宛に納品書を提出し、甲は、乙宛に受領書を交付する。ただし、納入場所が地方（本庁以外の機関をいう。）の場合、乙は甲に対し、納入場所担当係官が確認した受領書を添付した甲宛ての出荷報告書を提出しなければならない。

4 納入に係る一切の費用は、乙の負担とする。

(納入検査)

第8条 乙は、物品を納入しようとする場合、希望検査日の10日前までに、希望検査日時、場所、品名及び数量等必要事項を文書をもって甲に通知し、甲乙協議してこれらを取り決めた上、双方立会の上、甲が定める方法にしたがって検査を受けなければならない。

2 納入する物品は、全て甲の指示（見本、仕様書等）のとおりであって、前項の行う検査に合格したものでなければならない。

3 第1項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(納入計画書の提出)

第9条 乙は、甲が指示した場合、速やかに納入計画書（工程表も含む。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の納入計画書を不適当であると認める場合は、その変更を求めることができる。

(監督)

第10条 甲は本契約の履行に際し、甲の指定する職員をもって監督に当たらせることができる。

(官給品の支給及び貸与)

第11条 乙が、本契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器等（以下「官給品」という。）の品目、数量、支給若しくは貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は甲乙協議の上、決定するものとする。

(官給品の保管、引取り)

第12条 乙は、官給品の支給又は貸与を受けた場合は、遅滞なく受領書又は借用書を甲に提出するものとする。

2 乙は、官給品を本契約の目的以外に使用し、又は譲渡してはならない。

3 乙は、官給品を善良な管理者の注意をもって、滅失、損壊等のないよう、確実に保管しなければならない。滅失、損壊等が発生した場合は速やかに甲に書面で通知し、甲の指定した期間内に同等品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

4 乙は、官給品等について出納及び保管の帳簿を備え、その受払を記録し、その状況を明らかにしなければならない。

5 官給品等の引き取り及び保管・管理に必要な費用は、契約金額に含まれるものとする。

(官給品の返還)

第13条 乙は、官給品につき必要がなくなった場合は速やかに甲に通知し、甲の指示に従い返還書を添えて甲に返還しなければならない。

2 返還に必要な費用は、契約金額に含まれるものとする。

(所有権の移転)

第14条 物品の所有権は、甲又は地方納入場所担当係官が乙に受領書を交付したときをもって乙から甲に移転するものとする。

(危険負担)

第15条 物品の所有権の移転前に生じた物品の滅失、毀損その他の損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(不合格品の引取り)

第16条 乙は、甲の施設を利用して第8条第1項の検査を受け、その結果不合格となった場合、甲が指定した期限内に当該不合格品を自らの費用負担で持ち去らなければならない。

2 甲は、乙が前項の履行を怠った場合、前項で指定した期限経過後いつでも当該不合格品を他の場所に移動し、又は第三者に保管を託すことができる。ただし、その費用は全て乙の負担とする。

(遅延賠償金)

第17条 乙は、納入期日までに物品を完納することができないときは、速やかに甲に対し遅延の理由及び完納見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。

- 2 甲は、前項に基づく書面を審査した結果納入期日後に完納する見込みがあると判断したときは、遅延賠償金を徴収することとして納入期日の延長を認めることができる。ただし、遅延が天災地変等やむを得ない事由による場合は、乙はその事由を明らかにして遅延賠償金の免除を申し出ることができる。
- 3 前項に基づく遅延賠償金は、納入期日の翌日から完納日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、本契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した額とする。

（契約の解除及び違約金）

第18条 甲は、自己の都合により、物品が納入されるまでの間、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙が業務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（1） 乙に以下の事由が生じた場合

イ 仮差押、差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、電子交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

（2） 甲が行う物品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

（3） 乙が第19条第1項に該当する場合

（4） 乙が第47条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合

（5） 乙が第48条に規定する個人情報取扱特記事項第17に該当する場合

（6） 前各号のほか、乙が民法（明治29年法律第89号）第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合

- 4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として契約履行未済相当額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。

- 5 甲は、第3項第6号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）

第19条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関し、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第20条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。
- 3 乙は、本契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないとき

は、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して本契約締結日の債権管理法施行令第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

- 第21条 甲は、本契約に関し、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第18条第4項、第20条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 乙は、第18条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
- 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

（代金の請求）

- 第22条 乙は、甲の係官による契約事項の履行確認を受けた後、上記の代金を甲に請求するものとする。

（契約金額の支払い）

- 第23条 甲は、前条に定めるところにより、契約事項の履行について確認した後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、請求金額を乙に支払うものとする。
- 2 甲は、納入期日が分割されている場合、特約をすることにより部分払いをすることができる。
- 3 甲は、第18条による契約解除の場合、既に受領済の報告又は物品があり、これが未納入の報告又は物品と分離して契約の目的の一部を達するものであるときは、受領済の報告又は物品のその部分につき、その対価を乙に支払うものとする。

（支払遅延利息）

- 第24条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、約定期間内に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約保証金の還付)

第25条 甲は、第18条第1項の規定による契約解除の場合、本契約が甲乙の合意により解除された場合又は本契約の履行が完了した場合、乙の領収書と引換えに契約保証金を乙に還付しなければならない。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第26条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約の履行を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、乙は丙に対し次の各号を同意させ、又は遵守させる義務を負う。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を留保すること。

(2) 丙は、譲渡債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害することはできないこと。

(3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の改定その他本契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該変更により、譲渡債権の内容に影響が及ぶ場合は、専ら乙と丙の間において解決しなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて、乙が丙に債権の譲渡を行った場合は、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(再委託)

第27条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部（仕様書等を示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式1）を再委託開始の20日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。

2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式1）で乙に通知するものとする。

3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認

を受けなければならない。

4 乙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。

5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

（秘密の保持）

第28条 甲乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。第27条第1項に規定する再委託の相手方についても、同様とする。

2 甲は、乙の故意又は過失により秘密が漏洩したため損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。

（知的財産権の範囲）

第29条 本契約書において、「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）

(2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権を受ける権利」と総称する。）

(3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）

(4) 前三号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 本契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 本契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウ

の使用をいう。

(知的財産権の帰属)

第30条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、業務に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- (1) 乙は、業務に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、次条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
- (2) 乙は、甲又は甲が指定する都道府県警察（以下「甲等」という。）が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で知的財産権を実施する権利を甲等に許諾する。
- (3) 乙は、知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承認（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受なければならない。

イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認TLO（大学等における技術に関する成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から知的財産権を譲り受けるものとする。
- 3 乙は第1項の書面を提出したにもかかわらず第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(国等による無償の実施)

第31条 甲又は甲が指定する第三者は、前条第1項の規定にかかわらず、業務の委託目的を達成するために必要な場合には、無償で業務に係る知的財産権を実施することができる。

(知的財産権の報告)

第32条 乙は、業務に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に、別紙様式2の産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項に従い、以下の記載例を参考にして、当該出願書類に国の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

(特許出願の記載例)

(願書面(国等の委託研究の成果に係る記載事項)欄に記入)

「国等の委託研究の成果に係る特許出願(令和○年度警察庁「○○」委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願)」

3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に、別紙様式3の産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。

4 乙は、業務に係るプログラムの著作物又はデータベースの著作物が得られた場合には、著作物が完成した日から60日以内に、別紙様式4の著作物通知書を甲に提出しなければならない。

(知的財産権の移転)

第33条 乙は、業務に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第30条、第31条、前条、次条及び第35条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

2 乙は前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、別紙様式5の移転承認申請書を甲に提出して甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第30条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

3 乙は、第1項の移転を行ったときは、別紙様式5の2の移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の実施許諾)

第34条 乙は、業務に係る知的財産権を自ら実施しようとするとき又は第三者をして実施させようとするときは、別紙様式6の知的財産権実施承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 乙は、業務に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施させる場合には、第30条、第31条及び次項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

3 乙は、業務に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、別紙様式7の専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第30条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

4 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、別紙様式7の2の専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の放棄)

第35条 乙は、業務に係る知的財産権を放棄する場合、予め甲の承認を得るものとする。

(知的財産権の帰属の例外)

第36条 委託契約の目的として作成される資料及び物品に係る著作権は、プログラム等の著作権を除きすべて甲に帰属する。

(ノウハウの指定)

第37条 甲及び乙は、協議の上、資料に記載された成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本業務完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要がある時は、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は、短縮することができる。

(知的財産権の管理)

第38条 第30条第2項に該当する場合、乙は業務に係る発明等について、次の各号に掲げる手続きを甲の名義により行うものとする。

(1) 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続き

(2) 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続き

2 甲は、前項の場合において委託業務に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が、日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

(職務発明規定の整備)

第39条 乙は、本契約の締結後速やかに従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等が業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規定を定めなければならない。

(成果の実施)

第40条 乙等が、成果を利用した製品の製造又は販売を行おうとするときは、予め甲に報告すること。

(成果の公表)

第41条 乙等が成果を公表する場合、予め甲の承認を得るものとする。

(契約不適合責任)

第42条 甲は、物品の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。

3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第563条第2項の各号に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。

4 甲は、第2項及び第3項のほか、その不適合により発生した損害に対し、乙に賠償を請求することができる。

5 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない物品を引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

6 乙が、第1項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

(知的財産権の紛争解決)

第43条 乙は、業務の実施又は物品に係る権利関係が、第三者の特許権、実用新案権その他の知的財産権に抵触しないことを保証し、万一その所有者との間で紛争が生じた場合には、直ちに甲に対して書面により通知するものとし、かつ、乙が自己の責任及び費用負担において当該紛争を解決するものとする。

(保証事項)

第44条 乙は、本契約に基づいて納入した物品に対し、その納入の日から起算して1年以内に故障を生じた場合は、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失があった場合は、この限りではない。

(管轄裁判所)

第45条 本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第46条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

(暴力団排除)

第47条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

(個人情報の取扱い)

第48条 乙は、甲から提供を受けた個人情報については、「個人情報取扱特記事項」に従い、適正に取り扱わなければならない。

(人権尊重の取組)

第49条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(特記事項)

第50条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書等、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書等、契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
重成 麻利

乙

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約の解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約の解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び乙又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再受託契約等に関する契約の解除)

第4条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙様式 1

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。
なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が警察庁に対し、損害を与えた場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (本契約に対する再委託の割合)	

※次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始20日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、再委託をするに当たり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 再委託の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 再委託の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

別紙様式 2

産 業 財 産 権 出 願 通 知 書

年 月 日

警 察 庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名 印

年 月 日付け調査に基づく開発項目「 」について、下記のとおり産業財産権の出願を行いましたので、契約書第 3 2 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 出願国
- 2 出願に係る産業財産権の種類
- 3 発明等の名称
- 4 出願日
- 5 出願番号
- 6 出願人
- 7 代理人
- 8 優先権主張

別紙様式 3

産 業 財 産 権 通 知 書

年 月 日

警 察 庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名 印

年 月 日付け調査に基づく開発項目「 」について、下記のとおり産業財産権の登録等の状況について、契約書第 3 2 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 出願等に係る産業財産権の種類
- 2 発明等の名称
- 3 出願日
- 4 出願番号
- 5 出願人
- 6 代理人
- 7 登録日
- 8 登録番号

著 作 物 通 知 書

年 月 日

警 察 庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名

印

年 月 日付け調査に基づく開発項目「
書第 3 2 条第 4 項の規定により、下記のとおり通知します。

」に係る著作物について、契約

記

- 1 著作物の種類
- 2 著作物の題号
- 3 著作者の氏名（名称）
- 4 著作物の内容

移 転 承 認 申 請 書

年 月 日

警 察 庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名

印

年 月 日付け調査に基づく開発項目「 」に係る知的財産権について、契約書第 3 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 契約件名
- 2 開発項目
- 3 知的財産権の種類
- 4 知的財産権の名称（出願番号、登録番号等がある場合にはそれらも含む。）
- 5 移転先（社名、住所、連絡先、代表者、担当者等も含む。）
- 6 承認を受ける理由（下記のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。）
 - ① 移転先（移転先から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。）が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該知的財産権を利用するため
 - ② 移転先が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたされるため
 - ③ その他

(注)

具体的な理由

(理由が①の場合)

国内事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)

- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績又は具体的な計画
- ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績等

(理由が②の場合)

海外事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)

- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績又は具体的な計画
- ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績等

更に、当該知的財産権の利用により、我が国に利益がもたらされることが明確であることを、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)

- ・移転元の経営戦略における当該移転の位置づけ (国際分業戦略等)
- ・当該移転により移転元及び我が国にもたらされる利益の見込み 等

(理由が③の場合)

当該知的財産権の移転が必要である理由を、具体的に説明する。

移 転 通 知 書

年 月 日

警 察 庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名

印

年 月 日付け調査に基づく開発項目「 」に係る著作物について、契約書第 3 3 条第 3 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 開発項目
- 2 移転した知的財産権
- 3 移転先
- 4 当該移転が認められる理由（以下のいずれかを選択する。）
 - ① 契約書第 3 3 条第 2 項の規定に基づき、国の承認を受けたため（承認書の写しを添付する。）
 - ② 以下の理由により承認が不要であるため（更に以下のいずれかの理由を選択する）
 - イ 子会社又は親会社への移転であるため
 - ロ 承認 T L O 又は認定 T L O への移転であるため
 - ハ 技術研究組合から組合員への移転であるため
 - ニ 合併又は分割による移転であるため
- 5 誓約事項

当該知的財産権の移転を行うにあたり、契約書第 3 0 条から第 3 6 条までの規定の適用に支障を与えないよう移転先に約せました。

知的財産権実施承認申請書

年 月 日

警 察 庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名

印

年 月 日付け調査に基づく開発項目「 」に係る知的財産権について、契約書第 3 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 実施しようとする知的財産権

知的財産権の種類（注 1）	
及 び 番 号（注 2）	

2 実施

自己・第三者（注 4）

(注)

記載注意

(注1) : 種類については、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、品種登録者の権利、著作権またはノウハウのうち、該当するものを記載する。

(注2) : 番号については、当該種類に係る設定登録番号又は設定登録の出願若しくは申請番号、ノウハウの管理番号を記載する。

(注3) : (1) 発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称

(2) 回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類（構造、技術、機能）

(3) 植物体の品種にあつては、農林水産植物の種類（属、種、亜種）、出願品種の名称

(4) プログラム等又はノウハウにあつては、技術上の成果の名称該当する（1）～（4）の事項を記載する。

(注4) : 自己又は第三者のいずれかを○で囲む。

専用実施権等設定承認申請書

年 月 日

警 察 庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名

印

年 月 日付け調査に基づく開発項目「 」に係る知的財産権について、契約書第 3 4 条第 3 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 専用実施権等（注 1）を設定しようとする知的財産権について

知的財産権の種類（注 2）、 番号（注 3）及び名称（注 4）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）	設定を受ける者の名称

2 承認を受ける理由（以下のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。）

① 専用実施権等の設定を受ける者（専用実施権者から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。）が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該知的財産権を利用するため

② 専用実施権等の設定を受ける者が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため

③ その他

（注）具体的な理由を、別紙様式 5 の記載要領に従って記載すること。

記載要領

- (注 1) 特許法第 7 7 条に規定する専用実施権、実用新案法第 1 8 条に規定する専用実施権、意匠法第 2 7 条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 1 6 条に規定する専用利用権、種苗法第 2 5 条に規定する専用利用権をいう。

著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。

ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。

- (注 2) 特許法、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。（外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。）

- (注 3) 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。ノウハウについては、管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。

- (注 4) 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作権の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

専用実施権等設定通知書

年 月 日

警 察 庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名 印

年 月 日付け調査に基づく開発項目「 」に係る知的財産権について、契約書第 3 4 条第 4 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 専用実施権等（注 1）を設定した知的財産権について

知的財産権の種類（注 2）、 番号（注 3）及び名称（注 4）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）	設定を受ける者の名称

2 当該専用実施権等の設定が認められる理由（以下のいずれかを選択する。）

- ① 契約書第 3 4 条第 2 項の規定に基づき、国の承認を受けたため（承認書の写しを添付する。）
- ② 以下の理由により承認が不要であるため（更に以下のいずれかの理由を選択する）
 - イ 子会社又は親会社への移転であるため
 - ロ 承認 T L O 又は認定 T L O への移転であるため
 - ハ 技術研究組合から組合員への移転であるため
 - ニ 合併又は分割による移転であるため

記載要領

- (注 1) 特許法第 7 7 条に規定する専用実施権、実用新案法第 1 8 条に規定する専用実施権、意匠法第 2 7 条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 1 6 条に規定する専用利用権、種苗法第 2 5 条に規定する専用利用権をいう。

著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。

ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。

- (注 2) 特許法、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。（外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。）

- (注 3) 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。ノウハウについては、管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。

- (注 4) 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作権の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

個人情報取扱特記事項

（個人情報保護の基本原則）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本契約に基づく業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正かつ適法に取り扱わなければならない。

（責任体制の整備）

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者及び担当者）

第3 乙は、本契約に基づく個人情報の取扱いの責任者及び業務を担当する者（以下「担当者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ甲に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 乙は、責任者に、担当者が本特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 乙は、担当者に、責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。

4 乙は、責任者及び担当者を変更する場合の手続を定めなければならない。

（派遣労働者）

第4 乙は、本契約に基づく業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密等の保持及び個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第5に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第5 乙は、本契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（再委託の制限等）

第6 乙は、甲が承認した場合を除き、個人情報を取扱う業務を再委託してはならない。また、再委託する場合には、乙は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成

17年法律第86号)第2条1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。)との契約に本特記事項と同様の内容を定めるとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない(再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。))。

- 2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第11項に規定する個人番号関係事務を再委託する場合は、より厳格に再委託先において個人情報の適切な管理が図られることを確認しなければならない(再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。))。

(収集の制限)

- 第7 乙は、本契約に基づく業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

- 第8 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(従事者への周知)

- 第9 乙は、直接的であるか間接的であるかを問わず、本契約に基づく業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、在職中及び退職後においても当該契約に基づく業務を行うことにより知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して損害賠償の請求がなされる可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知し、個人情報の保護を徹底しなければならない。

(従事者の監督)

- 第10 乙は、従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。
- 2 乙は、本契約に基づく業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う従事者の範囲を限定するものとし、当該従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 3 乙は、従事者が退職する場合、当該従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求める等、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(複写又は複製及び加工の禁止)

- 第11 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本契約に基づく業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等について、当該業務処理に必要な範囲を超えて複写し、又は複製及び加工してはならない。

(個人情報の安全管理)

- 第12 乙は、本契約に基づく業務を処理するため収集、作成した個人情報又は甲から引き

渡された資料に記録された個人情報を漏えい、紛失、滅失及び改ざん（以下「漏えい等」という。）することのないよう、甲が示す方法により、個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また、個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等とその内容等を考慮し、必要に応じて、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を講じなければならない。

（個人情報の帰属及び廃棄又は消去）

第13 本契約に基づく業務を処理するために甲の指定した様式により、及び甲の名において、乙が収集、作成、加工、複写又は複製等した個人情報は、全て甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、甲の指示に基づいて、前項の個人情報を廃棄又は消去しなければならない。
- 3 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（事故発生時の対応）

第14 乙は、本契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに詳細を甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。本契約が終了し、又は本契約が解除された後においても同様とする。

（安全管理の確認及び検査）

第15 甲は、乙が取り扱う個人情報の安全管理措置が、法及び本特記事項の規定に基づき適切に行われていることを適宜確認することとする。また、甲は、必要と認めたとき、乙に対して個人情報の取扱状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は乙が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

- 2 甲は、本契約に基づく業務の処理に伴う個人情報の秘匿性等とその内容やその量等に応じて、乙における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年に1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。
- 3 前2項の規定は、オンラインによる検査を実施することを妨げない。

（改善の指示）

第16 甲は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、乙において個人情報の安全管理措

置が十分に講じられていないと認めたときは、乙に対し、その理由を書面により通知し、かつ、説明した上で、安全管理措置の改善を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けた場合は、その指示に従わなければならない。

(契約の解除等)

第17 甲は、乙が法及び本特記事項に定める義務を果たさない場合は、催告なく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるとともに、必要な措置を求めることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第18 乙は、法及び本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合は、甲にその損害を賠償しなければならない。